

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業経営の基本的使命を、法令や社会的規範、社会良識を遵守した上で企業価値の向上と認識しております。コーポレート・ガバナンスをその使命を果たすための重要な仕組みとして位置付け、強化に取り組んでおります。具体的には取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能と、監査役の監査機能を強化することにより、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。さらに、具体的な指針「CMKグループ行動宣言」により、全役員のコンプライアンス意識の向上を積極的に図り、社会からの信頼性確保に努めております。

情報開示と透明性については、常に株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示に努めるとともに、適時適切な情報公開により、経営の透明性を高めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

当社は、現在の株主構成を勘案し、議決権行使の電子化は実施しておりませんが、今後の株主構成の変化等に留意しつつ対応を検討します。なお、招集通知の英訳は、2016年6月の定時株主総会より実施しております。

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬、自社株報酬】

中長期的な業績と連動する報酬の割合や現金報酬と自社株報酬との割合については、今後検討していきます。

【補充原則4-10-1 任意の諮問機関の設置】

2名の独立社外取締役が、社外監査役2名とともに高度な専門的な知識と豊富な経験を活かして取締役会で意見を述べ、各取締役と意見交換をするとともに、必要に応じて助言を行っています。また、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの事項に関し、より一層の関与・助言を得る仕組みを検討しています。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】

当社は独立役員が中心で構成される評価委員会等の設置を含め、取締役会の実効性の分析や評価を行う仕組みを検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有に關し、グローバル規模での競争に勝ち抜き、今後も持続的に成長していくため、事業の関係強化を図ることが必要と考えています。あらゆるステークホルダーとの信頼関係を保ちつつ、中長期的な視点で当社に経済的価値をもたらすために、取引先との関係強化の観点から銘柄を総合的に勘案し保有することを基本方針としています。議決権行使に關し、当該投資先企業において、短期的な株主利益のみ追求するのではなく、中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会規程において取締役の競業取引及び当社と取締役との取引については、法令に従い、取締役会の承認を要することと規定しており、また、その結果を取締役会に報告することとしています。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示情報以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、当社ホームページ等により積極的に開示を行っています。

(1) 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料にて開示しています。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、CSR報告書にて開示しています。

(3) 取締役及び監査役の報酬決定に関する方針はコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。

(4) 経営陣幹部及び取締役候補については知識・経験・能力を考慮し、当社の企業価値向上に貢献できることを基準として選任及び指名しています。社外役員については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、幅広い経験と見識があり、公正で中立的な立場で経営に助言をいただけること基準として指名しています。上記方針に基づき、代表取締役社長が提案し取締役会で決議しています。

(5) 社外役員については個々の選任理由を株主総会招集通知に記載しています。取締役・監査役の選任・指名については、株主総会招集通知に略歴等を記載しています。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐一監督しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、稟議規程等社内規程に基づき、取締役会の専決事項以外の業務執行権限については、代表取締役から執行役員までを含む経営陣に委任し、迅速かつ合理的に機能させ、権限と責任を明確にしています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、2016年6月の定時株主総会において、2名の独立社外取締役を選任しております。独立社外取締役が、各業務執行取締役や監査役、その他経営陣等との頻繁な意見交換や、社外監査役2名とともに取締役会等での活発な議論を通して経営監督機能等の社外取締役としての役割と責務を十分に果たす環境を整備しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、豊富な経験、高い見識等総合的に判断し候補者を選定しています。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役候補の選任に際しては、各職務領域をカバーできるバランスを確保しつつ、取締役会全体としての知識・経験・能力及び多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、最終的に取締役会で決定しています。

【補充原則4-11-2 役員の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて毎年開示しています。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング】

当社では社外役員就任時、会社の状況把握のためのオリエンテーションを行っています。取締役会出席メンバーを対象としたガバナンスとコンプライアンスに重点を置く研修会を、原則年1回開催しています。また、役員がコンプライアンスを含め必要とされる外部の研修に参加する場合には、その費用を負担しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針は、以下のとおりです。

(1)株主との対話は、経営管理担当役員が統括し、社内の各関連部門がその補佐役として積極的に連携し必要な情報共有を図り対応しております。具体的には、株主総会、当社ホームページにおける会社関連情報開示及び意見投稿機会を確保しております。また、適宜機関投資家との対話(スマートルミネーティング等)を開催するなど、今後さらなる充実を図っていきます。

(2)株主との対話において把握された意見は、経営陣に対し適宜フィードバックしています。

(3)決算発表前の期間は、サイレント期間を設け、投資家との対話を制限しています。社内においてはインサイダー取引防止規程を設け、内容を周知し厳格に運用しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%以上20%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中山 登	5,609,132	8.89
フリージア・マクロス株式会社	3,738,200	5.93
株式会社みずほ銀行	2,576,548	4.09
一般財団法人電子回路基板技術振興財団	2,500,000	3.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,488,800	3.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,376,300	3.77
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン (インターナショナル) リミテッド 131800 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,930,400	3.06
第一生命保険株式会社	1,895,000	3.01
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス 信託銀行株式会社	1,745,000	2.77
株式会社三井住友銀行	1,613,758	2.56

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

【大株主の状況】は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。
また、当社は自己株式3,860,818株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
右京 強	学者										
長谷川 嘉昭	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
右京 強	○	—	右京 強氏は、大学教授として培われた専門的な知識・経験等を有しており、当社の経営に有益な助言と独立した立場から監督を行っていただくために社外取締役として選任しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
長谷川 嘉昭	○	—	長谷川嘉昭氏は、会社経営者として培われた専門的な知識・経験等を有しており、経営全般に助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスの一層の強化に寄与していただけると考え、社外取締役として選任しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独

立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的又は必要な都度、情報交換を行うことにより相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市川 茂夫	他の会社の出身者												○	
原口 文雄	他の会社の出身者												△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 茂夫	○	市川茂夫氏は、株式会社東京都民銀行の出身です。同社と当社との間には、資金借入等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らし、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。また、同氏は東京TYリース株式会社の代表取締役社長を兼職しており、同社と当社との間には、リース等の取引があり	市川茂夫氏は、会社経営者として培われた専門的な知識・経験等を有しており、客観的・中立的立場から当社の監査体制強化に尽力いただくことを目的に社外監査役として選任しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

		ますが、その取引額は当社の売上高の0.01%未満にあたる僅少な取引であります。
原口 文雄	○	原口文雄氏は、株式会社三井住友銀行の出身です。同社と当社との間には、資金借入等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らし、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。また、同氏は2015年3月まで日本電産株式会社に在籍しており、同社と当社との間には、製品の販売等の取引がありますが、その取引額は当社の売上高の0.01%未満にあたる僅少な取引であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

グループ業績及び担当する個々の事業業績の目標達成度を評価した上で、個々の報酬・取締役賞与を変動させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年3月期に係る、当社の取締役及び監査役の報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役8名 107百万円(うち社外取締役 1名 4百万円)
監査役4名 13百万円(うち社外監査役 3名 4百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、定額の基本報酬と賞与から構成しています。基本報酬は役位、貢献度、業績等を総合的に勘案し、賞与は各事業年度の業績、委嘱業務の成果等を総合的に勘案し、それぞれ適正な額を平成19年6月28日開催の第47回定時株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、人事総務部が連絡窓口その他のサポートを行っております。また、社外監査役の要請に基づいて、各部門が経営上、監査上必要な情報を随時提供するとともに、取締役会をはじめとした重要な会議に参加できる体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

- ・取締役会は、法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。なお、当社では、平成14年4月1日より執行役員制度を導入し、経営上の重要な意思決定と業務執行について、迅速かつ合理的に機能させ、権限と責任を明確にしております。また、経営の機動性と柔軟性の向上、事業年度ごとの経営責任の明確化を図るために、取締役任期を1年にしております。
- ・代表取締役社長は、取締役会の議長であり取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を踏まえ、各執行役員の執行責任を統括しております。
- ・当社は、社外取締役2名と社外監査役2名を選任しております。社外取締役2名は客観的で中立的な視点から取締役会における意思決定を監視し、業務執行を監督しています。社外監査役2名は取締役会などの重要会議に出席し、取締役から経営上の重要な事項に関する説明を聴取し意見を述べるとともに、取締役の職務の遂行について適法性及び妥当性の観点から監査を行っております。この社外取締役の監督と社外監査役の監査により、継続的な社外からのチェックを受けており、経営監視機能の客觀性及び中立性が確保されていると考えております。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部門及び内部統制部門との相互連携も図られていることから、十分な執行・監督体制が構築されているものと考えております。
- ・会計監査人であります新宿監査法人からは、会計監査を通じて、業務上の改善につながる提案を受けております。なお、平成28年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新宿監査法人の指定社員・業務執行社員 田中信行氏、指定社員・業務執行社員 壬生米秋氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、事業内容、規模等を総合的に勘案し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	第56回定時株主総会(平成28年6月29日開催)につきましては、平成28年6月9日に招集通知を発送いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を作成し、ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに過年度の業績・事業活動と、新年度計画の具体的な説明を行い、正当な評価をいただけるよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、株主総会招集通知、株主向け報告書の開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、経営管理部が主管でその業務を担当し、担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」及び「CMKグループ行動宣言」を制定し、全ての役員・従業員にコンプライアンスに対する意識付けを行うとともに、各ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境理念を制定し、全ての役員・従業員に、地球環境保全の意識付けを行うとともに、新たに社内体制を整備し、ステークホルダーの立場の尊重を意識した活動を全社レベルで展開し、その内容をCSR報告書として発表するなど、当活動のさらなる充実を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針

当社は、内部統制システムに関する基本方針を下記のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能と、監査役の監査機能を強化することにより、経営監視機能の充実を図る。当社グループの役職員は、法令・定款及び社会規範を遵守するべく「CMKグループ行動宣言」に則りその職務を遂行し、コンプライアンス体制の充実に努める。社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、社内規則に従い適切に作成・保存し、必要に応じて規程の追加整備を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業を取り巻くあらゆるリスクに対処するため、全社横断的なリスク管理体制を整備するとともに全社方針に基づきリスクマネジメントの強化を図る。「内部統制管理委員会」においてリスクの未然防止システムの整備・強化を図るとともに、「危機管理委員会」において発生リスクへの迅速かつ適切な対応を行うことにより、全社リスクマネジメント強化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業を取り巻く環境変化を捉え、状況に則した組織体制を整備するとともに、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。事業・統括部門ごとに改善活動を行い、効率性を阻害する要因の発見とその対策を継続的に実施し、全社的な業務の効率化を推進する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の自主運営を尊重しつつ、事業内容の定期報告をはじめ重要案件については事前協議を旨とするなど、子会社の経営管理及び経営指導を行う。また、損益に影響を及ぼす重大案件については当社取締役会の承認を受けるものとする。必要に応じて子会社へ取締役及び監査役を派遣し、業務の適正の確保に努める。

(2)当社グループのリスク管理規則類に則り、「内部統制管理委員会」が当社グループ全体のリスク管理推進にかかる課題及び対応策を審議する。当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には「危機管理委員会」を中心に当社グループの事業継続に支障がでないよう対処する。

(3)連結ベースでの中期経営計画を策定し当該計画を具現化するため、各事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標を定め実績を管理し、当社グループ各社と共有する。

(4)「経営理念」に基づく「CMKグループ行動宣言」を当社グループの役職員に周知徹底するため、定期的にコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。また、これらを各現場へ浸透させるため、グループ内に適宜コンプライアンス担当者を置く。内部監査部門は子会社の状況を監査し、改善策の指導、支援、助言を行う。当社グループの役職員が内部通報制度を活用しやすい環境を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役による監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用者を置くものとする。同使用者は監査役の指揮命令に従うものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

7. 前項にいう使用者の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を確保するため、同使用者の考課・異動等人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得た上で決定する。

8. 取締役、その他使用者等及び子会社の取締役、使用者等が監査役等に報告をするための体制

(1)監査役は、取締役会及びその他重要な会議並びに「内部統制管理委員会」に出席し、重要な経営情報、リスク管理情報について適時、報告を求める。重要な会議の議事録、稟議書、決裁願等は都度監査役に回覧する。

(2)取締役が当社グループに著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

(3)当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(4)当社グループの役職員が法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに所管の部門へ報告する他、「社内通報制度規程」等の仕組みを利用して直接監査役に通報する。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として当該通報者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止し、これを当社グループの役職員に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を負担する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

(1)代表取締役及び内部統制担当取締役は、監査役と適宜情報交換や意見交換等を十分に行える機会を確保し、当社グループにとって相応しい内部統制システムの充実に努める。

(2)監査役の職務遂行にあたっては、監査役の判断により、弁護士、公認会計士等外部の専門家との連携を図る機会を確保する。

整備状況

内部統制システムにつきましては、内部統制に関する基本方針のもと、「内部統制管理委員会」を常設し、継続的な活動を通じ潜在リスクの把握と未然防止システムの強化を図ることに加え、業務監査として、監査室が毎期初作成する監査計画書に基づき、専従者を含めた専門要員により、監査役及び会計監査人との連絡を密にし、計画的に実施するとともに、監査結果を経営トップに報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善の進捗状況を定期的に報告させる等、実効性の高い監査体制を整え強化を図っております。

リスク管理体制につきましては、事業を取り巻くあらゆるリスクを対象として、リスク管理業務をより充実させていくために、「内部統制管理委員会」と「危機管理委員会」を設けております。「内部統制管理委員会」では、リスクの未然防止の仕組みを内部統制システムに組み込みながら、リ

スクマネジメントのさらなる向上を図っております。「危機管理委員会」では、災害等を含めた有事に際し、迅速かつ適切な対応がとれるようクライシスマネジメントの整備を進めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除につきましては、「CMKグループ行動宣言」において、全ての役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守し、その職務を遂行することを明記し、反社会的勢力、団体との関係を一切持たないという強い意志のもと、断固たる態度で遮断・排除することとしております。その整備状況につきましては、反社会的勢力に関する対応を統括する部署を定め、社内関係部門との協力体制を整備し被害防止の対策を行つております、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業との情報交換等、外部専門機関との協力体制も整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示に係る社内体制の状況

当社は、投資家及び市場参加者に対し、会社情報の適時・適切な開示を実行するために、金融商品取引法をはじめとする法令等及び東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、開示が必要な重要情報並びに投資判断に影響を与えると思われる情報などについて、以下の社内体制にて適時・適切な開示活動に努めております。

1. 適時開示における社内体制

重要な会社情報は、情報発信部門より担当責任部門を経由しIR情報開示担当部門に集約され、情報の一元管理を行い会社情報の統制を図っております。IR情報開示担当部門は、入手した情報の事実確認を行い、個別の案件ごとに適時開示規則に基づいて開示の要否を検討し、開示が必要と判断した重要な会社情報につきましては代表者への最終確認を行った上で、遅滞無く適時開示を行っております。

2. 情報管理の取組み

情報開示における社内管理体制の取組みとしては、内部監査部門において定期的な内部実査を実施し、会計監査人による決算監査等と連携を深めて取り組んでおります。また、東京証券取引所及びその他の関係当局からの指導や制度改定等に伴う社内の取組みにつきましては、IR情報開示担当部門が主体となり、担当責任部門と情報の交換を行い、法的な面においては法務部門に確認を行うなど、常に最新の情報について共通認識を図り、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人等の指導を仰ぎながら、取り組んでおります。

